

第2号様式（第12条関係）

令和4年度 第1回大和市情報公開審査会 会議要旨

- 1 日 時 令和4年4月25日（月） 午前10時00分から午前11時50分
- 2 場 所 大和市役所本庁舎 5階 第6会議室
- 3 出席者 大津浩会長、坂田淳一委員、鈴木健次委員、鈴木珠恵委員、福永清貴委員
- 4 傍聴人数 0人（非公開）
- 5 次 第
  - (1) 総務部長挨拶
  - (2) 会長挨拶
  - (3) 議 題
    - ① 行政文書非公開決定に対する審査請求について（諮問）

【文化スポーツ部 図書・学び交流課】

6 議事要旨

(3) 議 題

- ① 行政文書非公開決定に対する審査請求について（諮問）

【文化スポーツ部 図書・学び交流課】

会 長 行政文書が本当に不存在なのかということに関して事情を説明してほしい。

担当課 今回請求人から不存在理由について審査請求がされた理由としては、①文化森管理組合の総会の議案書を受け取った時の収受に係る起案用紙と、②総会で賛否を表明するための内部意思決定文書、③総会の出席者の氏名、職名が分かるものの三つの文書の請求があったものに対し、文書不存在と回答したことに対する審査請求である。①については、総会に先立って事務局から資料が代理人に直接配布されることから、特段収受の起案を実施していない。

②については、総会に出席する所管課長または部長が議案に対して賛否を示すにあたり、市長が代理人を選任して代理人が総会に出席し、その場で意思表示をすることから意思決定文書は作成していない。③について、全て請求時点（令和3年6月17日）において保存期間（1年）が経過したため廃棄し不存在である。令和2年度のものはまだあるはずだと主張されたが、令和2年度はコロナのため書面開催となったので存在しない。

会 長 市長が代理人を指定して総会で是非を判断するとのことだが代理人は基本的には誰か。

担当課 文化スポーツ部長もしくは図書・学び交流課長である。

会 長 市長の代理人として文化行政を包括的に本人の意思で判断するよという根拠ないし命令はあるのか。

委 員 部長に委任するような、内部の申し合わせのようなものはあるのか。

担当課 内部の申し合わせがあるかについては把握していない。代理人の選定にあたっては決裁を取って組合に届け出ている。

会 長 毎回市長が代理人を決定するような指示行為はあるのか。辞令のときに包括的に委任しているのか。

担当課 人事異動がある度に毎回管理組合に代理人届を提出している。

会 長 代理人の代理人が出席することはあるのか。

担当課 代理人として挙げられた者しか議決権を行使できないので、ない。

会 長 代理人を決めた決裁文書を公開文書とはできないのか。

担当課 今回請求されたのは出席者がわかるものであり、それは出席届があたるため、そちらを対象文書として特定し、保存期間経過のため不存在とした。

会 長 請求者の請求の趣旨は、市長の代理人として判断しているその根拠となる文書を出せということではないか。市の行政に深く関わる行為について、問題がないという意思表示を市長の代理人が判断している根拠となる手続きが必要であり、それは市長の出席指示、判断指示が出ているはずである。そのような手続きをする時の文書的なものはないのか。それが代理人届である場合、包括的な、白紙委任のようなものなのか。

担当課 事前に総会資料を受取り、必要であれば個別に庁内で相談することもあるため、白紙委任ではないと考える。

会 長 委任されている権限の内容、範囲、根拠、判断が不明確に感じる。

委 員 日本では総会是一种の儀礼になっている。実際の作業、討議は事前に済ませているのではないか。

担当課 総会での主な議決は管理費、修繕積立金等の範囲内の収支予算であり、範囲内である限りは問題ないという結論になる。予算不足等の事態となった場合は何らかの検討が必要になると思われるが、現在はそのような問題はない。

委 員 管理組合に市の職員が出向していることは無いのか。

担当課 無い。

委員 市長の代理を決める職務権限規程表のようなものはあるのか

担当課 職務権限規程はあるが、すべての類型を網羅しているわけではない。

会長 権限規程表に基づき、代理人として出席、判断するという理解で良いのか

担当課 職務権限規程に管理組合の議決権の行使など具体的なことまでは書かれていないと思うが、類型に照らして判断し、部長決裁で市の代理人を選任している。

会長 元々管理費、修繕積立金に関しては決まっているのか。

担当課 もともとは設立総会で決まり、毎年同額が収支予算として総会の議題にかけられている。その総会決議を毎年取っており、金額の変更は現在までない。

会長 仮に減額や不足があった場合どうなるのか。

担当課 庁内で検討が必要だと思う。

会長 今まではそのような必要がなかったということか。

担当課 今のところ組合運営は順調であるが、積立金の不足等、通常の状態から外れた場合は理事者を含めた相談や協議が必要になる場合もあるかと思う。

会長 問題なければ設立総会を根拠として逸脱が見られない場合は適正とみなして微調整的な判断を代理人がしていると答えることができる。

担当課 実際、運用はそのように行っていると思う。

委員 代理行為が有効に成立するためには三つの要件がある。有効な授権、本人の頭名、代理権の範囲内での代理行為か、どうかである。代理が有効に成立していると請求者に回答、適正であると反論ができるのか。

担当課 代理人届で代理権の授与が明示されている。代理人を誰にするかを組合に届け出ているので頭名もされている。代理行為の範囲としては、議決権の行使についての権限を委任するとされており、代理人はあくまで総会の場で議決権の行使をしているにすぎないので代理権の範囲内と考える。

委員 議決権の行使について包括的に委任していると理解してよいか。

担当課 そのとおりである。

会長 仮に値上げするという議案が急に出てきた場合代理人は自らの判断で賛成できるのか。できないとしたら包括的委任ではなく、チェックをするだけの議決権ではないか。

事務局 管理費等についても、市の予算に計上されている。組合が予算計上するのは、通常、市の予算の範囲内であり、代理人はその範囲で判断しているといえる。

会長 であれば実際の支出行為について問題のある支出がなかったかをチェックするぐらいしかないので、代理人が常識の範囲内で判断できることになるが、やはり文書的なものはないのか。

委員 文書を郵便などで収受した場合、業務量的に定形的に収受、起案をする余

裕はなく、実施していないということか。

担当課 郵便ではなく同じ建物内で直接手渡されており起案はしていないが、総会終了後、資料は適正に管理している。

会 長 行政であれば同じ建物内であっても、受理行為に関する証明、文書を残すのではないかと思うが、民間に近いところとのやりとりでありそのようなことは行っていないということか。代理人届と出席届の保存期間について聞きたい。

担当課 代理人届は人事異動の度に、出席届は毎回作成している。両方とも1年間保存している。

会 長 包括的な代理権を与える代理人届で、保存期間内のものはあるのか。

担当課 保存期間内のものはあるが、今回の情報公開請求の対象期間外である。

会 長 起案文書をすべて出せという請求者に対し、包括的に実施しているため個別の起案文書はない。包括的に実施している根拠となる文書はあるが請求対象のものは保存年限が経過しているため無いが、現在のものならあるため、それを出して、それを根拠に判断しているという説明はできないのか。

担当課 令和3年以降の文書であれば、仮に現時点で請求があれば出せる。

委 員 保存期間の起算点は開催した日なのか、年度なのか。

事務局 文書発生の翌年度4月1日から起算する。令和2年度発生文書であれば、令和3年4月1日から起算され、一年保存であれば令和4年3月31日までである。

(担当課退席)

会 長 結論として、文書不存在は適正であったと認めるしかない。

審査会の付帯意見として、定型的な判断をする場合であるから、定型的な起案をして残すほうが望ましいという意見を出しても良いのではないか。

総会における議決権行使については、適切な範囲内であれば、それを示す起案書の作成を求めたい。

委 員 それでは大和市行政全般に影響が及んでしまわないか。代理権について明確にした上で、定型的なため作らないのがむしろ当然とも思える。

会 長 定形的な決裁に関して、できるだけ決裁文書を残すよう検討してほしいとしてはどうか。

委 員 答申すべきことではないかもしれないが、むしろ決定権や権限、基準を明確にし、保存年限を伸ばした方が良いとも思える。さらに情報公開の規程を明確にし、実務的な見直しもすることを真剣に考えるべきだと思う。

会 長 少なくともどのような根拠に基づいて決裁したのかという文書は残しておいた方が説明可能になって良い。全ての文書を作るのは煩雑であるという意

見も理解できるので、起案に関する文書は可能な範囲で作成するよう検討をしてほしいという言い方をしても良い。

委員 総会には必ず代理人のどちらかは出席しているのか。それが分かれば請求者も落ち着くのではないか。

会長 では、本件に関する代理権限は部長、課長に与えられているのでそのどちらかが出席者であることを説明せよという内容も答申すればよいか。

【全員了承】